

[事案 24-140] 契約無効請求

・平成 25 年 3 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不十分や約束違反を理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 8 月に一時払終身保険 3 件に加入したが、募集人は、金利が良いと説明するのみで、商品内容について保障設計書（契約概要）などの資料を用いた具体的な説明はなく、生命保険であることや、解約返還金が支払った保険料を下回る場合があることの説明もなかった。また、1 件目の契約（一時払保険料 1890 万円）の際に、募集人が、申立人の長男に結婚相手を紹介するとの約束をしたのでこれを信用して申込みをしたが、募集人の同僚一人しか紹介しないことから、もっと紹介してもらうために、あと 2 件の契約（一時払保険料計 2000 万円）をしたが、以後の紹介はなかった。よって、商品内容の説明不足と、募集人が誠実に結婚相手を紹介しなかったことから、3 件の契約を無効とし、一時払保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、保障設計書（契約概要）を用いて保険内容の説明を適切に行っており、また、良縁を紹介できるように努力する旨を伝えたが、本件各契約のための約束ではなく、知人を紹介するなど可能な限りの対応はしていることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

1. 不利益事実の不告知による取消しについて

保険商品の説明は、通常、保障設計書等の説明資料を使用してなされるが、申立人が主張する、募集人の説明内容のみで契約締結に至るのは不自然であり、また、申立人は「重要書類受領ご確認書」に契約概要について確認・了知したとして自署していることから、本件各契約についても、募集人は、保障設計書（契約概要）等の資料を使用したものと認められる。

そして、保障設計書より、本件各契約は生命保険であり、解約返還金が一時払保険料を下回る場合がある商品であることは明らかなので、募集人は、その内容に則した一通りの説明を行ったものと認められる。

よって、申立契約を勧誘するに際し、募集人に不利益事実の不告知があったとはいえ、消費者契約法 4 条 1 2 項にもとづく契約の取消しは認められない。

2. 錯誤無効について

仮に、申立人において、申立契約を保険商品と認識せず、解約返還金が一時払保険料を下回ることではない商品と誤信し、それが要素の錯誤にあたるとしても、保障設計書の内容、申立人が自署した申込書の内容からすると、申立人には、錯誤に陥ったことにつき重大な過失があったといえるので、契約の無効を認めることはできない。

3. 結婚相手紹介の約束について

仮に、結婚相手紹介の約束がなされたとしても、募集人は、そのような約束を生命保険契約の内容とする権限はなく、その約束違反が、直ちに本件各契約の解除原因とはならない。

【参考】

「重大な過失」とは、普通の人間ならそのような錯誤に陥らないはずなのに、たいへんうっかりして錯誤に陥ったということ

消費者契約法

第4条（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

2項 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。）を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。